

〔原子力規制庁への追加質問〕

質問項目2についての追加質問

(a) サブドレン及び地下水ドレンの本格運用に関する実施計画の変更申請が2015年1月に認可され、2015年8月21日に「サブドレン他水処理施設における中低濃度タンクへの移送ライン増設」などの実施計画変更申請時の東京電力説明資料で「地下水ドレンでくみ上げた地下水は、トリチウム濃度上昇時に備えて、地下水ドレンの中継タンクからタービン建屋へ移送できるよう移送ラインを設置済みです。」と記載するまでの間に、2号タービン建屋への移送ラインが設置されたと推定されますが、いつ設置工事がなされ、いつ竣工したと確認していますか。この設置工事の前、途中、後のいつ、東京電力から原子力規制委員会・規制庁へ報告がありましたか。また、東京電力は「このタービン建屋への移送ラインは実施計画に記載する事項に当たらないというところを規制庁さんから審査の中でご判断頂いた」と主張していますが、これは事実ですか。事実だとすれば、それは何の審査で、その時期はいつですか。

(b) 仮設ポンプによる汚染水のタービン建屋への移送は、緊急対応なら認められるが、定常的な運用であれば実施計画対象設備として実施計画に記載しなければならないと伺いましたが、それに相違ありませんか。その際、2号タービン建屋への移送ラインでは 6.5 万トンが1年以上にわたって定常的に移送された一方、3号タービン建屋への前処理設備出口濃縮水の移送ラインでは 0.2 万トンが4年間にごく間欠的に移送され、豪雨時など緊急対策とも言える運用でした。しかし、前者は実施計画対象設備とされず、後者は実施計画対象設備として実施計画に記載されています。なぜ、前者は実施計画対象設備ではない判断されたのですか。もし、「緊急対応の一貫」だと主張されるのであれば、本当に緊急対応を要するような事態が生じたと言えるかどうか、原子力規制委員会・規制庁としてどのように判断されたのですか。質問項目4の(1)～(3)に緊急対応と呼べる事態は生じていなかったことをデータで示していますが、これらについて、原子力規制委員会・規制庁としての見解をお聞かせください。

以下に質問項目2の(1)～(3)を再掲しますので、それぞれについて、7月23日のような抽象的な回答ではなく、質問内容に即して具体的に回答してください。

(1) 東京電力は7月3日の回答で、海側遮水壁閉合に伴う地下水ドレン汲上による「集水タンクへの移送量が想定よりも多く、集水タンクへの移送停止で地下水位の上昇が継続し、地下水ドレンの汲み上げ水の移送先を集水タンクから 2 号タービン建屋へ切り替えた」と答えていますが、海側遮水壁閉合に伴う地下水ドレン汲上開始直後のデータとは整合しません。

東京電力公表データによれば、地下水ドレン汲上開始直後の 2015/11/5～11 の集水タンクへの週平均移送量は、中継タンクAがゼロ、中継タンクBが 1m³/日、中継タンクCが 28m³/日で、合計 29m³/日にすぎません。中継タンクは容量 12m³ で3基ですが、集水タンクは 100 倍の容量 1,235m³ が3基あり、わずか 29m³/日の移送で集水タンクが満水の危機に陥ることなどありえません。本当に集水タンク容量が足りないのであれば、集水タンクを増設するか、豪雨時用の予備タンクへ一時貯留して集水タンクへ戻せばすむ話ですが、そのような「緊急対応」の動きもなく、実施計画に記載されていないタービン建屋への移送ラインを勝手に設置するなど、通常ではあり得ないことです。

他方、タービン建屋への週平均移送量は、中継タンクAが 116m³/日、中継タンクBが 36m³/日、中継タンクCがゼロで、合計 152m³/日にもなります。ところが、中継タンクAは最初からタービン建屋へ全量移送され、中継タンクBも集水タンクへの移送はわずか 1m³/日で、ほぼ最初からタービン建屋へ全量移送されています。中継タンクCは最初から全量が集水タンクへ移送され、タービン建屋へは移送されていません。つまり、集水タンクからタービン建屋への移送切換などなされていないのです。この状態は、2015 年末まで続いていて、2016 年度以降は、中継タンクAは全量がタービン建屋へ移送され、中継タンクCはほぼ全量が集水タンクへ移送され(8 月にタービン建屋へ少量移送)、中継タンクBでタービン建屋への全量移送から集水タンクへの移送切換が徐々に進められています。ちなみに、この中継タンクBでの移送切替は、同タンクのトリチウム濃度低下に伴い、集水タンクへ移送しても満水時に 1,500Bq/L を超

えないことが確実に became からです。

これらの事実から、7月3日の回答は「緊急対応」をでっち上げるために虚偽の事実をねつ造したものだど私たちは考えますが、いかがですか。そうでないと主張するのであれば、それを裏付ける地下水位と移送量などの時々刻々のデータを示してください。

- (2) 東京電力は7月3日の回答で、「集水タンクへの地下水ドレンの移送量が増加すると、集水タンク内のトリチウム濃度が上昇することは想定していました」と正直に答えています。実際に、東京電力公表データによれば、海側遮水壁閉合完了(2015.10.26)直前の2015/10/7の地下水ドレン中継タンクのトリチウム濃度は、中継タンクCでは290Bq/Lと低濃度でしたが、中継タンクAでは4,400Bq/L、中継タンクBでは13,000Bq/Lと高濃度でした。つまり、中継タンクA・Bのトリチウム濃度が1,500Bq/Lをはるかに超える高濃度であることは海側遮水壁閉合前からわかっていたことです。それ以前にも、2015年1～10月の1・2号機間ウェルポイント汲上げ水で5万～10万Bq/L、周辺観測孔で10万Bq/L前後の高濃度トリチウムが検出されていました。このような高濃度トリチウム汚染水を、実施計画通りに、中継タンクAとBからタービン建屋ではなく集水タンクへ全量移送すれば、集水タンク満水時に1,500Bq/Lを超えてしまい、運用方針によれば「構内のタンク等へ移送し排水しない」状態に陥り、実施計画によれば「タンク等へ移送、及び原因調査」で止まる状態に陥ることは自明です。それは海側遮水壁閉合のずっと前から明らかなことでした。だからこそ、東京電力は事前にこっそり「タービン建屋への移送ラインを設置」したのではないかと思います。

地下水ドレン汲上げ開始後も、2015年11～12月のトリチウム濃度は中継タンクAで4,700～8,100Bq/L、Bで4,300～18,000Bq/Lと高い状態が続き、中継タンクCでは160～270Bq/Lと低濃度でした。しかし、中継タンクBでは2016年4月頃には1,500～2,400Bq/Lへ低下し、集水タンク満水時に1,500Bq/Lを超えない範囲で、タービン建屋から集水タンクへの移送切替えが進められ、2016年12月には全量が集水タンク移送に切り替えられています。

つまり、海側遮水壁閉合後に中継タンクAとBからはほぼ全量がタービン建屋へ移送されたのは、「集水タンクへの移送量が想定よりも多かったため、集水タンクへの移送を停止して、タービン建屋への移送へ切り替えた」のではなく、「全量を集水タンクへ移送すれば満水時に1,500Bq/Lを超える恐れがあったからだ」と私たちは考えますが、いかがですか。そうでないと主張するのであれば、それを裏付けるトリチウム濃度などのデータを示してください。

- (3) 東京電力は7月3日の回答で、「中継タンクからタービン建屋に移送できるよう設置した移送ラインを使い、緊急対応として移送を実施したものです。」「当社は、『緊急対応としてのタービン建屋移送ラインを設置』した旨を2015年当時、同庁に伝えております。」と答えています。ところが、2015/1/21に認可された2014/12/25の実施計画変更申請(サブドレン他水処理施設の本格運転)では、地下水ドレン汲上げ水はすべて集水タンクへ移送することになっていて「緊急対応としてのタービン建屋移送ラインの設置」など全く想定されていません。ということは、この移送ラインの設置は、東京電力が原子力規制委員会に実施計画の変更申請をして認可を受けることなく、2015年2～10月に勝手に設置し、原子力規制庁へ事後報告していたこととなります。

原子力規制委員会も、「2015年当時、『地下水ドレン汲上げ水』のタービン建屋への移送が緊急対応の一環であることから、実施計画に当該移送に係る設備等を記載することは求めていませんが、2015年12月の第38回特定原子力施設監視・評価検討会において東京電力から移送に係る実施状況の報告を受け、その内容を確認しています。」と口裏を合わせています。

ところが、(1)と(2)で明らかなように、「緊急対応」すべき事態など発生しておらず、地下水ドレン汲上げ水の中継タンクAとBでトリチウム濃度が予想通り高く、実施計画に従って集水タンクへ全量移送すると1,500Bq/Lを超えてしまうため、実施計画にない「タービン建屋への移送ラインを設置」し、規制委は実施計画の変更申請を求めず、黙認したというのが実態ではないかと私たちは考えますが、いかがですか。そうでないと主張するのであれば、「緊急対応」を要する事態だったと言える証拠データを示してください。

(c) 実施計画のフローチャートには、集水タンクが満水時に 1,500Bq/L を超えたら、「タンク等へ移送及び原因調査」して、そこで止まると記載されています。このタンクの設置、タンクの仕様、タンクへの移送ラインなどは実施計画の中に一切出て来ません。これは、実施計画の不備であり、原子力規制委員会・規制庁の瑕疵にあたるかと私たちは考えますが、いかがですか。

(d) 集水タンクから「タンク等への移送」が実施計画に記されたのは、(b) 以外には、「サブドレン他水処理施設における中低濃度タンクへの移送ライン増設」などの実施計画変更申請(2015年8月21日)によるタービン建屋へ移送できないほど塩分濃度の高い地下水ドレン汲上げ水を集水タンクを介して35m盤のRO濃縮水処理水中継タンク(1,000m³)へ移送するというものです。これは集水タンク満水時に 1,500Bq/L を超えた場合に「タンク等へ移送」とされているタンクとは別物ですが、その運用実績はなかったと私たちは考えますがいかがですか。

以上